



# りそな銀行アジアニュース

2019年5月29日  
りそな銀行 国際事業部

【ホーチミン駐在員事務所】

## 「中古機械・設備等の輸入規制緩和について」

2019年6月15日より、2019年4月の首相決定18号（18/2019/QD-TTg）公布に基づき中古機械・設備等の輸入に関する規制が一部緩和されることとなりました。

現在の中古機械・設備・生産ラインの輸入については、2015年の科学技術省通達23号（23/2015/TT-BKHCHN）において、「原則として製造から10年を超えず、安全・省エネ・環境保護に関するベトナムまたはG7の基準に適合している場合のみ」輸入が認められています。しかし、この通達では対象範囲や具体的な手続きがあいまいな点がありました。

今回の首相決定18号では、安全・省エネ・環境保護に関する基準のほか、中古機械・設備と生産ラインで輸入基準が別々に設けられました。なお、要件が満たされていることを鑑定機関が発行した鑑定書で証明する必要があります。

### 中古機械・設備等輸入に関する首相決定18号の主な改正点

*	中古機械・設備については、一部の年数制限が緩和され、金属加工用の旋盤や鋳造機などは製造から20年以内のものまで輸入対象が広がった。
*	環境や安全について、従来のベトナム基準「QCVN」「TCVN」やG7に加え、韓国の基準も適用される。
*	年数制限を超過した機械・設備を特別に輸入する際の手続きが明示され、輸入可否の回答期間が15営業日以内と設定された。
*	中古部品の規定が削除された。
*	年数制限を超過した設備の輸入許可審査について、手続きが詳細に規定された。
*	規制の適用外分野が設けられ、対象の一覧が明示された。
*	生産ラインについては、年数制限が撤廃され「残存能力(出力や効率)が85%以上」且つ「原料や燃料などの消費量の増加量が15%以下」という基準を設けられ、同ラインの技術がOECD加盟国内の3カ所以上で使用されていることを条件とした。

\*G7（日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダの先進7ヵ国）

### 首相決定18号で年数制限が緩和される中古機械・設備

機械・設備		年限
機械分野(金属関連)	ロール機、鋳造機、レーザーや水流等の切断機、研削機、切削機械、仕上げ機械、剪断機、切欠き機械、鋼切削機、等	20年
木材製造・加工	木材を乾燥させる設備	15年
	木材、プラスチック等の硬質物加工機械	20年
	木材材料のプレス機、処理機	20年
製紙・パルプ製造	機械・機械設備	20年

今回の改正で手続きが明確になった面もありますが、実際の運用では問題が起こる可能性もあります。内容によっては科学技術省や税務当局に事前確認を行うことが大切です。

【出所:科学技術省通達23号（23/2015/TT-BKHCHN）、首相決定18号（18/2019/QD-TTg）】

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-3332  
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 \*禁無断転載